



**シラバス参照**

タイトル「**2015年度 経済学部シラバス**」、フォルダ「**2015年度 経済学部シラバス—専門科目（基礎専門科目）**」  
シラバスの詳細は以下となります。



科目名	民法〔総則〕		
担当教員	<a href="#">吉田 雅章</a>		
対象学年		クラス	
講義室		開講学期	後期
曜日・時限	水3	単位区分	
授業形態	講義	単位数	2
準備事項			
備考	標準履修年次 1年次		
科目名（英語表記）	Civil Law (General Provisions)		
授業の概要・ねらい	民法は、人の経済生活に関する部分と、家族生活に関する部分とから成り立っており、民法典第1編総則は、民法典の形式からすれば民法全体の通則のように思われるかもしれないが、実際には、財産法に関する通則というべきであり、家族法である第4編親族・第5編相続に対しては、必ずしも通則性を有するものではない。しかも、第1編総則を勉強すれば、第2編物権・第3編債権を勉強しなくても財産法の大体の全体像がわかるというものでもなく、総則・物権・債権すべてを勉強してやっと財産法の輪郭がわかりはじめるという過言ではない。さらに、実に抽象的な専門用語を記憶しなければならず、極めて難解なものであると言わざるを得ない。しかし、本講義においては、日常生活において一般の人がたびたび出会うような具体的な例を用いて、民法総則の基本的概念をできるだけわかりやすく説明することを心がけたい。		
授業計画	回	内容	
	1	民法典の概観	
	2	民法第1編総則の概観	
	3	民法の序論	
	4	権利能力・意思能力・行為能力	
	5	法人	
	6	権利の客体としての物	
	7	法律行為の序説	
	8	法律行為の解釈と目的	
	9	意思の不存在	
	10	瑕疵ある意思表示	
	11	代理の意義	
	12	表見代理と無権代理	
	13	無権代理と相続、法律行為の関するその他の問題点	
	14	無効と取消、条件・期限と期間	
	15	取得時効と消滅時効	
到達目標	民法総則の重要で基本的な概念の理解を前提とし、真面目な受講生であれば、民事上の法的問題が、具体的にいかなる分野に属し、いかなる法律の何条あたりに規定されているかを推測できるようになることを目標とする。		
成績評価の方法	成績は、できる限り毎回実施する小テストと、定期試験とで、総合評価する。テキストや六法の用意を促すために、ペーパー資料の持ち込み・参照は全て可とする。		

教科書	山田・河内・安永・松久共著『民法Ⅰ総則』(有斐閣Sシリーズ)と、できるだけ新しい小型の六法(出版社は問わない)。
参考書・参考文献	適宜指示する。
履修上の注意・メッセージ	できる限り、毎回出席すること。テキストは必ず用意すること。
履修する上で必要な事項	テキストを何度も通読すること。
受講を推奨する関連科目	今年度開講する科目では、民法[物権]と民法[親族・相続]
授業時間外学習についての指示	準備学習と復習に相当な時間、さらに授業内容に関連する課題に関する調査・考察に相当な時間、自主的に学習することが必要である。裁判の傍聴や裁判所が開催するイベントへの参加は非常に有意義と思われる。
その他連絡事項	適宜指示する。

